

東広島市人と動物との共生に関する条例 逐条解説

東広島市生活環境部環境生活衛生課

令和7年11月

【条例制定の背景】

現在、動物の虐待及び遺棄の防止等を目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が制定されており、また広島県においては「広島県動物愛護管理条例」が制定され動物の愛護及び管理に関し必要な事項が定められています。

本市においては、ペットや野良犬猫に関する相談が多く、犬や猫のふんの放置、無責任な餌やり等による迷惑行為、飼養する動物の数が増え、飼い主が管理できなくなる多頭飼育崩壊及び災害発生時のペットの避難所の確保など、法律では網羅することのできない様々な問題が発生しています。このような中、動物の愛護及び適正な取扱いに関し、基本となる理念を定める要望が寄せられたため、他の自治体の状況調査、住民自治協議会へのアンケート、関係団体等との協議及びパブリックコメントを実施しました。その結果、様々な問題を解決するため、動物に関わる人すべてが遵守すべき事項等を明確にし、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し「東広島市人と動物との共生に関する条例」を制定しました。

このたび、本条例の施行に合わせて逐条解説を作成しました。

本資料につきましては、今後、制度の運用に基づき、より分かりやすい資料となるよう内容を更新する場合があります。

【条例制定までの主な経緯】

- 令和 5 年 6 月 令和 5 年第 2 回定例会一般質問
- 令和 6 年 7 月 住民自治協議会へ動物愛護に関するアンケート実施
- 令和 7 年 2 月 東広島環境審議会へ条例制定の方針案の報告・意見聴取
- 2 月 令和 7 年第 1 回定例会へ条例制定の方針案報告
- 令和 7 年 3 月 条例制定の方針案のパブリックコメント実施
- 令和 7 年 6 月 令和 7 年第 2 回定例会へ条例の議案提出
- 6 月 3 0 日 条例の制定・施行

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び広島県動物愛護管理条例（昭和55年広島県条例第2号。第8条第1項において「県条例」という。）を踏まえ、本市における動物の愛護及び適正な取扱いに関し基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務等を明らかにするとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び生活環境の保全上の支障を防止することにより、人及び動物に優しいまちづくりを推進し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、東広島市人と動物との共生に関する条例（以下「共生条例」という。）の目的を定めたものであり、条例全体の解釈運用の指針になるものです。

【解 説】

本条例では、動物の愛護及び適正な取扱いに関して、必要な事項を定めることにより、主に動物の不適正な取扱いにより人に迷惑を及ぼすことを防止し、人と動物との調和のとれた共存社会を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第25条の2に規定する特定動物以外の動物であつて、愛玩すること又は家族の一員として共に生活することを目的として飼養され、又は保管されるものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (3) 飼い主 動物を所有し、又は占有する者をいう。ただし、法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者を除く。

【趣 旨】

本条は、この条例で用いる意義を明らかにしたものです。

【解 説】

(1) 第1号関係

「動物」とは、愛玩目的又は家族の一員として自宅等で飼養又は保管されている動物を対象としています。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定められた特定動物（トラ、ク

マ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象）は含みません。

(2) 第 2 号関係

「市民等」とは、市内に住居している人のほか、市内に滞在している人も含みます。

(3) 第 3 号関係

「飼い主」とは、動物取扱業以外で、自宅等で動物を飼養するもの及び一定期間飼養を依頼された者を対象としています。

(基本理念)

第 3 条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 動物が命あるものであることに鑑み、その命を尊重し、適正に取り扱わなければならないという認識の下に行われること。
- (2) 動物の取扱いにおいては、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにすることが必要であるという認識の下に行われること。
- (3) 人の安全で快適な暮らしと動物の福祉が共に守られることが必要であるという認識の下に行われること

【趣 旨】

本条は、東広島市人と動物との共生に関する条例（以下「共生条例」という。）の目的を達成するための基本理念を定めたものであり、条例全体の基準理念になるものです。

【解 説】

本条では、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて行う施策において、以下の事項を中心として考えなければなりません。

(1) 第 1 号関係

動物が命あるものであることを十分に理解し、その命を尊重し、適正に動物と接する必要があります。虐待や遺棄を行わないこと、ペットの「5つの自由」として「飢え・渇きからの自由」「痛み・負傷・病気からの自由」「本来の行動がとれる自由」「恐怖・抑圧からの自由」「不快からの自由」を満たし、その命を終えるまで適切に飼養するようにしなければなりません。

(2) 第 2 号関係

動物の取扱いにおいて、その動物が人の生命だけでなく、身体又は財産に害を加えることがないようにする必要があります。無責任な餌やりなどにより周辺的生活環境が損なわれることがないようにすることも含まれます。

(3) 第 3 号関係

人の生活と動物の福祉がどちらも守られる必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いに関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて、市民等の理解を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成するうえで必要な市の責務について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

第3条に掲げた基本理念にのっとり、県と協力した動物の保護の活動や保護器の準備、避難所へのペット同行避難における手引きの作成、その他動物愛護ボランティア団体等との協働した取り組み等の、動物の愛護及び適正な取扱いに関する総合的な施策を進めていく必要があります。

(2) 第2項関係

人と動物との調和のとれた共生社会実現のため、動物の愛護及び適正な取扱いに関する啓発等の取り組みを進めていく必要があります。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて理解を深めるとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な市民等の責務について定めています。

【解 説】

市民等の責務として、市民一人一人、動物が命あるものであることを認識し、動物の愛護及び動物の適正な取扱いに対する理解及び人と動物との共生社会の実現のために市が実施する施策についての協力を求めています。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、基本理念にのっとり、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮し、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。次条第2項において同じ。）をすることができる動物を選ぶよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主になろうとする者の責務について定めています。

【解 説】

飼い主になろうとする者の責務として、飼養前に、動物の適正な飼養のための必要な知識の習得、終生飼養をすることができる環境かどうかの判断及び環境づくりを行うことを規定しています。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、基本理念にのっとり、命あるものである動物を適正に飼養し、又は保管する責務を有する。

2 飼い主は、基本理念にのっとり、動物の終生飼養が困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主の責務について定めています。

【解 説】

(1) 第1項関係

動物の飼い主は、当該動物の生態、習性、生理等について十分に理解し、命ある動物を適正に飼養又は保管する責務があることを規定しています。

(2) 第2項関係

動物の飼い主は、やむを得ず飼養することが困難となったときは、里親探しなどで適切に飼養することができる者に譲渡するよう努めることを規定しています。

(飼い主の遵守事項)

第8条 動物の飼い主は、法第7条及び県条例第4条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて、適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物の種類、生態、習性及び生理を考慮し、必要に応じて、適切なしつけを行うこと。
- (3) 動物を適正に飼養し、又は保管することができる環境を整備し、周辺的生活環境の保全に努めること。
- (4) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。
- (5) 地震、火災、水害等の災害の発生時における同行避難（飼い主が飼養し、又は保管している動物を同行し、避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の2第1項に規定する避難所等をいう。次号において同じ。）まで避難することをいう。同号において同じ。）に備え、動物の適正な管理のために必要な準備を行うこと。
- (6) 同行避難に際しては、避難所等の遵守事項を遵守するとともに、他の避難住民に配慮すること。

2 犬又は猫の飼い主は、マイクロチップ（法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。）、首輪又は名札の装着その他の方法により、当該犬又は当該猫が自己の所有であることを明らかにする措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主の遵守事項について定めています

【解 説】

(1) 第1項関係

飼い主の遵守事項として、動物の健康及び安全の保持、他者の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために、動物についての知識を習得したうえで、適切な飼養、しつけを行うこと及び動物の排せつ物の処理及び洗浄等の周辺環境の美化に努めることを規定しています。また、飼養している動物が逸走しないような措置をとること、もし逸走した際は自らの責任で捜索することも規定しています。

そして、災害の発生時の同行避難のために必要なものを事前に準備しておくことのほか、避難先で他の避難住民にも配慮し事前にしつけ等を行うことも規定しています。

なお、同行避難する動物は犬猫などの哺乳類や鳥類を想定しており、本市では屋外での受け入れとなります。

(2) 第2項関係

犬又は猫が迷子になった場合や、災害時において確実な身元証明となるマイクロチップの装着など、飼い主が分かるようにしておくことを規定します。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、飼養し、又は保管する犬を屋外に連れ出す際は、当該犬のふん尿を処理するための用具を携行し、排泄したふん尿を速やかに回収し、又は処理しなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な犬の飼い主の遵守事項について定めています。

【解 説】

屋外に犬を連れていく場合は、適切に排泄物を処理できる用具を携帯し、犬がふんをした場合は、速やかに回収し持ち帰ること、尿をした場合は、水をかけて尿をした場所を流したり、必要に応じてペットシート等で吸収して持ち帰る等、飼い犬が排泄をした場合、適切に処理することを規定しています。

(猫の飼い主の遵守事項)

第10条 猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境を保全するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な猫の飼い主の遵守事項について定めています。

【解 説】

本条は、猫の飼い主の遵守事項として、猫への感染症や不慮の事故及び生活環境の保全のため、室内飼養を基本とするものとしています。

(飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項)

第11条 飼い主のいない猫に対し、継続的に給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講ずるとともに、給餌及びふん尿の適切な処理を行う等周辺的生活環境に配慮した管理を行うよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を達成する上で必要な飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項を定めています。

【解 説】

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより、地域に猫が住み着き、ふん尿被害など、様々な問題が発生しています。そのため、飼い主等のいない猫に対して継続的に又は反復して給餌を行う者は、繁殖防止するために必要な措置（不妊去勢手術等）を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理を行い周辺的生活環境に配慮した管理を行うよう努めることを規定しています。